

議案第十四号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部
改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定
により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

写

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中 「六六〇〇〇円」を「九〇〇〇〇円」に改め、同表の選挙管理委員の項以外の報酬の欄中「一四〇〇〇円」を「一六〇〇〇円」に改め、同表中

選挙管理委員 日額一四〇〇円 を

選挙管理委員会委員長	一八〇〇円
選挙管理委員会委員	一六〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。